

大学発

# STARTUP

起業 | 兼業



# GUIDE



北海道大学 産学・地域協働推進機構  
スタートアップ創出本部

大学発スタートアップの起業に興味がある  
本学教職員・学生の皆さまへ

アカデミア

# Academia

ビジネス

# Business の融合を。

皆さんの研究成果の社会実装にあたり、  
大学発スタートアップを起業する上での準備や、  
学内兼業手続についてまとめています。  
ぜひ、私たちにご相談ください。

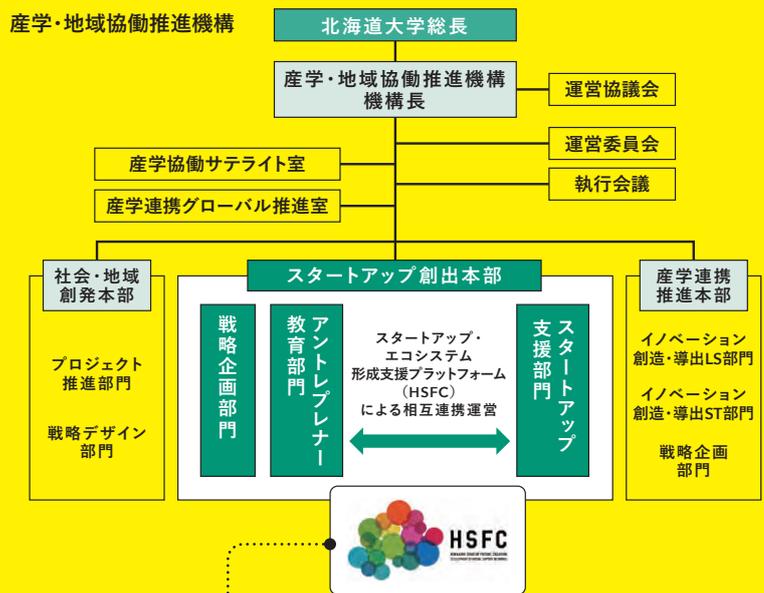
BE  
AMBITIOUS!



私たちスタートアップ創出本部は、産学・地域協働推進機構に属しています。本機構では、北海道大学での研究成果の社会実装、産学協働及び地域の課題解決に向けた地域協働を推進。また、人材を育成し我が国の産業等の発展及びイノベーションの創出に貢献することを目的に活動しています。

本学は道内他大学・高等専門学校や自治体・外部経済団体・企業等とともに「北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク(HSFC/エイチフォース)」に参画。スタートアップ創出支援・アントレプレナー教育に取り組んでいます。本ガイド内の支援メニューの中には、HSFCとして提供している支援メニューもあります。

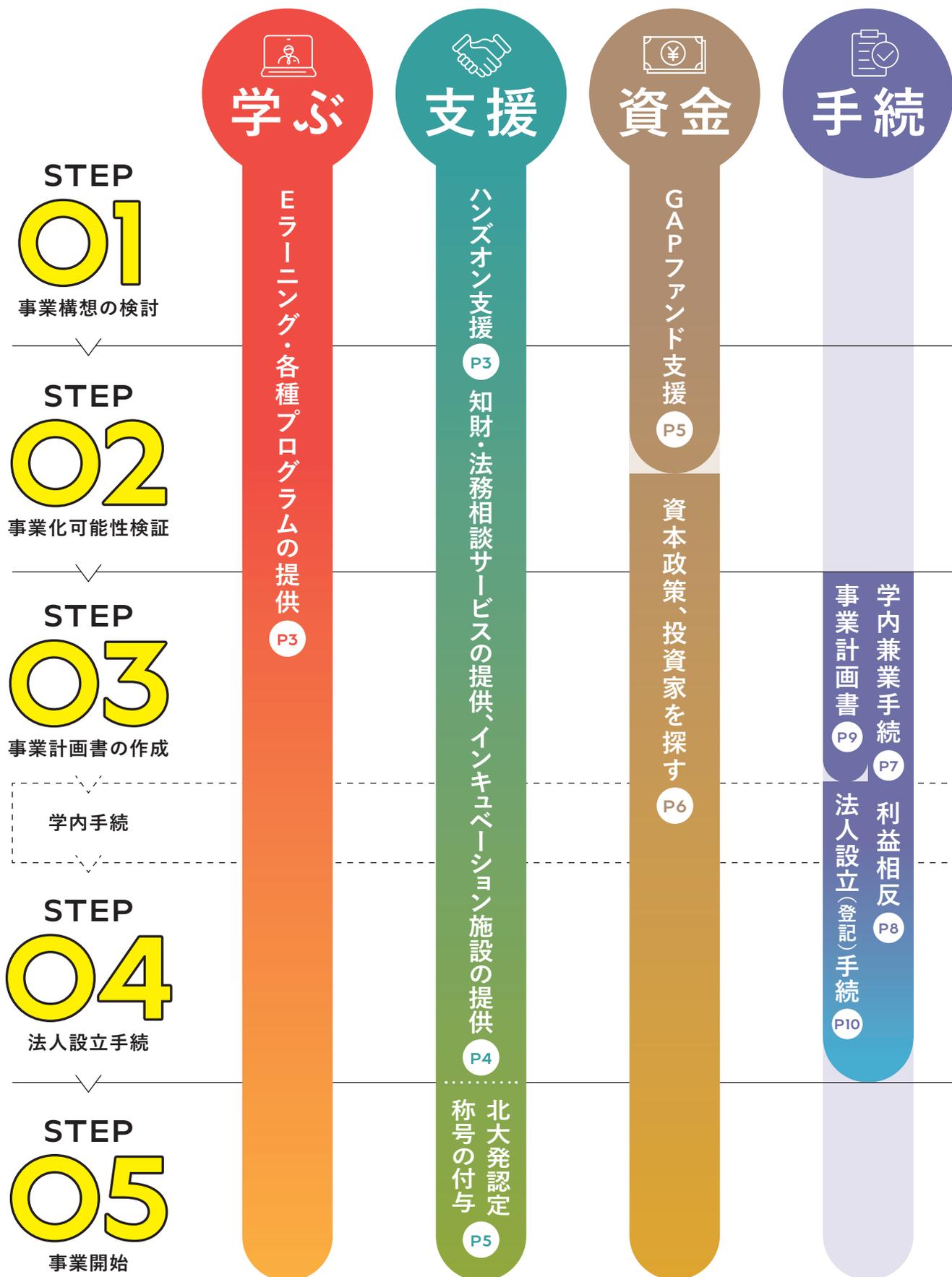
## 北海道大学での大学発スタートアップ支援体制



日本語：北海道未来創造スタートアップ育成相互支援ネットワーク

英語：Hokkaido Startup Future Creation Development by Mutual Support Networks  
(略称：HSFC=エイチフォース=叡智の力)

事業開始までには大きく5つのステップがあり、各ステップに合わせた支援をしています。  
(教職員は学内手続きも必要となります)





## Eラーニング・各種プログラムの提供

### STEP 01 ▶ 05

HSFCのWebサイトでは、**無料のEラーニングメニュー(動画)**を提供しています(全20回)。事業構想の検討方法、ピッチの仕方等を分かりやすく解説。1動画5分～10分程度、興味のある項目から気軽に視聴できます。

本学及びHSFCでは、事業構想の検討、起業準備等に有効な各種プログラムを実施・紹介しています。大半は参加無料。「**起業に関心がある、学んでみたい**」方々はぜひご参加ください。



HSFCのWebサイト



\ CHECK! /



プログラム受講風景



無料のEラーニング画面



## ハンズオン支援

### STEP 01 ▶ 05

事業構想の検討支援、学内手続・法人設立に関する情報提供、法人設立前後に活用できる補助金の情報提供等の、**個別のハンズオン支援**を提供しています。相談内容に応じて、自治体・外部経済団体等と連携し、円滑な事業開始を支援しています。

STEP 01 学 Eラーニング・各種プログラムの提供

STEP 02 支 ハンズオン支援、知財・法務相談サービスの提供、インキュベーション施設の利用

STEP 03 学 外部連携

STEP 04

STEP 05



## 知財・法務相談サービスの提供 有償

### STEP 01 ▶ 05

業務提携法律事務所より、スタートアップ設立前・設立後、スケール過程、上場支援、上場後など一連の全ての過程で、知財・法務の相談サービス(有償)を提供しています。

#### 会社設立前

- 特許戦略…会社設立を見据え、大学として、スタートアップとして、現在・将来、どのような特許を狙うかの検討を含む。
- 発明発掘…上記特許戦略を踏まえた、発明発掘。
- 契約戦略の検討…会社設立を見据え、大学として、スタートアップとして、現在・将来どのような契約を行うかの検討を含む。
- 契約書作成…上記契約戦略を踏まえた、契約書を作成。

#### 会社設立時

- 特許戦略…事業戦略を見据え、現在・将来、どのような特許を狙うかの検討を含む。
- 発明発掘…上記特許戦略を踏まえた、発明発掘。
- 契約戦略の検討…事業戦略を見据え、現在・将来どのような契約を行うかの検討を含む。
- 資本政策、株主間契約

#### 会社設立後

- 特許戦略
- 契約戦略…特に大企業や他の企業との連携の進め方・交渉の方法・連携方法の相談を含む。
- 各種会社の規則整備(職務発明規程や、情報管理規程などを含む)
- NDA<sup>※1</sup>、PoC<sup>※2</sup>契約、共同研究契約、ライセンス契約、投資契約、紛争、一般法務

<sup>※1</sup> NDA(Non-Disclosure-Agreement): 秘密保持契約    <sup>※2</sup> PoC(Proof of Concept): 概念実証



## インキュベーション施設の提供

### STEP 01 ▶ 05

### 広域エリア総合プレインキュベーション拠点 HX(エイチクロス)

利用登録はこちらから



北海道大学が提供するインキュベーション施設です。本学北キャンパスに設置。事業構想の検討、外部連携等、起業に係る支援を無料で受けることができ、関連する書籍やWeb会議専用スペースもあります。



- 住所: 札幌市北区北21条西11丁目  
北海道大学フード&メディカルイノベーション国際拠点1F

### その他のインキュベーション施設

#### 北大ビジネス・スプリング <sup>※道・市補助制度あり</sup>

- 住所: 札幌市北区北21条西12丁目-2



31室

詳細はこちらから



#### Sapporo Business VILLAGE・HUB <sup>※市補助制度あり</sup>

- 住所: 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1



29室

詳細はこちらから





## 北大発認定称号の付与

### STEP 05

本学内で円滑・適正な支援を受けられるよう「北大発認定スタートアップ」を認定しています。認定を受けた企業は、称号の利用、学内兼業制限の緩和（代表取締役の兼業申請が可能）、インキュベーション施設での商業登記許可、事業計画のブラッシュアップ支援等が受けられます。



HOKKAIDO  
UNIVERSITY  
STARTUP

### 申請要件

1. 本学又は本学の教職員若しくは学生が所有する知的財産権（国立大学法人北海道大学産学・地域協働推進機構規程（平成27年海大達第33号）第3条第2項に規定する知的財産権をいう）を活用している企業
2. 本学で得られた研究成果又は習得した技術等を活用している企業
3. 企業の設立の日から起算して5年を経過する日までに企業が持つ技術を事業化するための共同研究を本学と実施した企業
4. 企業の既存事業を維持し、又は発展させるため、企業の設立の日から起算して5年を経過する日までに本学から技術移転又は成果有体物の提供を受けた企業
5. 本学の教職員又は学生が発起人となり、又は取締役その他これに準ずる者として設立した企業であって、当該教職員又は学生が現に在籍しているもの
6. 本学を退職した教職員又は本学を卒業し、若しくは修了した学生（以下この号において「退職教職員等」という）が当該退職又は卒業若しくは修了の日から起算して1年を経過する日までの間に発起人となり、又は取締役その他これに準ずる者として設立した企業であって、当該退職教職員等が現に在籍しているもの（退職教職員等が当該設立の日までに他の職に就いていない場合に限る）
7. 出資、施設の貸与その他の本学からの支援を受けて設立した企業
8. 前各号に準ずる企業であると総長が認めたもの

付与  
されると!

### MathWorks社製品を無料トライアル提供 /

北大発認定称号を付与された企業は、MathWorks社の全製品を1年間無料で利用できます。希望される方はスタートアップ支援部門までお問い合わせください。

詳細は  
こちらから



資金

## GAPファンド支援 (HSFC)

### STEP 01 ▶ 02

GAPファンド（スタートアップ創出プログラム）は、JST（科学技術振興機構）から提供されるファンドです。その目的は、研究成果と事業化の間のギャップを埋めること。事業化に向けて達成すべきマイルストーン（研究開発および事業化に向けて節目となる中間目標）を設定します。ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）等の整備を進めるプログラムです。

# 法人設立に必要なこと



## 資本政策 (STEP 02 ▶ 05)

### 重要な意思決定や資金調達にも影響

資本政策は「資金調達」と「株主構成」のバランスを取り、よりよい経営体制を構築する大切な計画です。資本政策は後戻りができないため、失敗すると大きな影響があります。

### 安定経営のための 持ち株比率

基本的にIPO(新規上場)時点で1/3超を経営陣で持つことが望ましいです。



最低限確保したい比率  
特別決議の拒否権



望ましい比率  
普通決議事項



絶対的支配権行使比率  
組織再編の決定

### 資本政策表を作る

IPOまでに何回かに分けて資金調達を実施します。各ラウンドごとの資金調達金額や株主構成をシミュレーションした資本政策表を作成します。

#### POINT

既存投資家は?

外部株主の  
シェアは?

バリュエーションは?

IPO時の  
時価総額は?

資本政策表の  
フォーマット



(資本政策.COMより)



## 投資家を探す (STEP 02 ▶ 05)

投資家の種類と特徴

エンジェル投資家	●一定の資産を持つ個人が、創業期の起業家に出資。投資リターンよりも創業者を応援したいという気持ちで出資するケースが多い。
ベンチャー キャピタル (VC)	●未上場の株式会社に投資し、将来のIPOやM&A時に、株を売却して利益を得る。 ●外部から資金を集めてファンドを組成、運用。ファンドの目的によって投資領域、対象フェーズが異なる。
事業会社・ コーポレートベンチャー キャピタル (CVC)	●事業会社や事業会社の投資機関が、自社の事業シナジー(相乗効果)を目的にスタートアップに出資。 ●プロダクトが出来上がり、事業会社が使えるフェーズでの調達が望ましい。

**投資家の投資領域の把握** 投資家はそれぞれ投資の目的、対象、金額感、スタンスが異なります

➡ 投資方針やポートフォリオなどを事前に調べた上でコンタクトします。  
先輩起業家や専門家に、アドバイスしてもらうことも重要です。

**投資家へのアプローチ方法** Webからのアプローチのみでは取り合わない可能性もあります

➡ 投資家コミュニティでは「誰からの紹介か」というリファレンスが非常に重要です。  
自分の知り合いのネットワークを使ってアプローチしましょう。



本学  
教職員  
向け

## 学内兼業手続

STEP 03 ▶ 04

### 兼業許可を受ける

教員自らが発起人、あるいは役員(代表取締役/取締役等)に就任する場合は、**事前に大学から兼業許可を受けることが必要です。**(許可されない場合もある)

※教員が代表取締役に就任する場合は「北大発認定スタートアップ」である必要があります。

### 兼業手続の流れ

「国立大学法人北海道大学職員兼業規程」により定められています。本冊子では、「研究成果活用兼業」(発起人や役員に就任される場合の兼業)について説明します。

①兼業を検討している段階で**部局等人事担当に連絡**し、手続に必要な書類等をご確認ください。

※書類のひな型の一部は下図を参照してください。その他のひな型は産学・地域協働推進機構にて用意しているものもあります。希望される場合はご相談ください。

②申請書類を準備し部局等人事担当に書類を提出します。

③役員兼業審査専門部会において審議されます。

④結果は部局等人事担当経由で連絡されます。

申請から許可までに最低2カ月程度の期間が必要です。余裕を持って申請準備をお願いします。

役員  
(技術移転兼業・  
研究成果活用兼業・  
監査役等兼業)  
兼業許可申請書

様式②(第3条関係)  
役員(技術移転兼業・研究成果活用兼業・監査役等兼業)兼業許可申請書

年 月 日

下記の事項は直実かつ正確でありますので、国立大学法人北海道大学職員兼業規程に基づき、  
技術移転兼業・研究成果活用兼業・監査役等兼業の許可を申請します。

1 申請者について

部署/学名	職名	基本給	職( ) 級
氏名(ふりがな)	適用される労働時間		
生年月日	年 月 日		

2 申請前2年間の在職状況

職名・職務の級	在 職 期 間	職 務 内 容
職名	自 年 月 日	
基本給	至 年 月 日	
職名	自 年 月 日	
基本給	至 年 月 日	

3 兼業先について

兼業先の名称

所在地

事業内容

兼業企業先の親会社

※注 技術移転兼業及び研究成果活用兼業申請時のみ記入すること

兼業先との関わり内容

※注 研究成果活用兼業のみ記入すること

4 技 術 移 転 兼 業: 技 術 等 の 研 究 成 果 又 は そ の 移 転 に つ い て の 知 見 の 有 無 及 び そ の 内 容  
研 究 成 果 活 用 兼 業: 教 員 が 自 ら の 創 出 に よ る 研 究 成 果 で あ っ て 兼 業 先 が 事 業 上 に お い て 任 用 す る こ と を 予 定 し て い る も の の 内 容 又 は 兼 業 先 の 役 員 等 の 職 務 に 従 事 す る た め に 必 要 な 知 見 の 内 容

5 兼業が本務に与える影響

6 申請者が申請前2年以内に占めていた職と技術移転事業者(親会社を含む。)との間の契約関係。その他特別な利害関係の有無

7 その他職務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

8 その他参考事項

(注)各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。

表面

裏面



## 利益相反

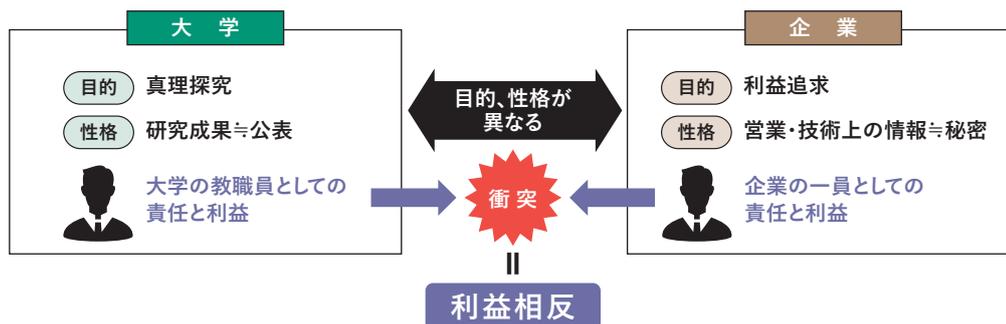
STEP 03 ▶ 04

### 利益相反とは？

産学官連携等の社会との連携活動に伴って生じる以下のような状況を指します。\*

※国立大学法人北海道大学利益相反マネジメントポリシーより

- ① 本学職員等が社会との連携活動によって得る利益（実施料収入、報酬、未公開株式等）と、教育・研究という大学における責任が相反している状況。
  - ② 本学職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が相反している状況。
  - ③ 本学が社会との連携活動によって得る利益と、大学組織の社会的責任が相反している状況。
- 大学発スタートアップにあてはめると、「大学の教職員（研究者）としての責任と利益」と「スタートアップの一員としての責任と利益」が相反する状況をいいます。



問題となる状況は、以下のような場合などがあります。  
事前に確認の上、円滑に事業が遂行できるようご準備ください。



### 研究 における問題

- 研究結果に**バイアス**が持ち込まれる
- 研究成果の**公表時期**を恣意的に遅らせる
- 特定の**企業**に不利な研究成果を公表しない
- 極端に**特定の企業**に寄った研究を行う



### 教育 における問題

- 兼業先の**事業活動**のため休講となり、教育がおろそかになる
- 学生を教職員の会社等において**無償**又は**低廉な対価**で使用する
- 学生の教育を受ける権利や研究等への参加の**自由**を阻害する



### 取引等 における問題

- 大学の立場と兼業先の立場との**切り分けが曖昧**になる（成果帰属、責務相反）
- 研究成果の帰属に関して、**関連する企業等**を不当に優遇する
- 大学にとって**不要**または**不利な契約**（物品購入等）を締結する
- 法人の**資産**（施設、設備等）を**無償**提供する
- 大学とスタートアップ間の契約（ライセンス契約、共同研究等）の**金額**について**合理的計算**がなされていない





## 事業計画書

### STEP 03

ビジネスアイデア・ビジネスモデルについて、具体的な事業計画書を作成することで、自分の中で整理ができ、一緒に働く仲間や金融機関、投資家を巻き込んでいくことができます。

### 事業計画書の内容

「なぜ」「どのような事業を」「どうやって進めるのか」を、対象者に説明するためのもの。下表はその一般的な内容です。

事業概要	・事業の内容を端的に説明するサマリー
チーム紹介	・事業を検討したメンバーの顔ぶれ ・検討に協力いただいた社内外のアドバイザーの顔ぶれ
事業ビジョン	・なぜこの事業をするのか ・この事業は自分・会社にとってどのような意義があるのか
対象市場	・対象とする市場の動向や、成長の予測 ・対象とする顧客やそのニーズ
ビジネスモデル	・製品・サービスの構成
実現方策	・どのように商品・サービスを売り上げていくか ・市場への参入と発展のシナリオ
事業性評価	・収益性や資金繰り ・事業のリスクと対策
アクションプラン	・成功するための具体的なアクション

／ 陥りがちな罠！

一度作った  
事業計画書に  
固執すること

事業計画は常に  
PDCAすべき!

事業計画書  
作成自体が  
目的になること

事業計画書  
作成は「手段」!

データや分析に  
過度に  
こだわること

重要なのは  
仮説・ストーリー!

PLEASE BE CAREFUL!





# 法人設立(登記)手続

学内手続 ▶ STEP 04

## 法人設立(登記申請)までのフロー



一般的な株式会社設立の流れについては、法務省のWebサイトを参照してください。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00134.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00134.html)



## 法人設立に係るQ&A

**1** 法人の種類は何を選んだらいい?

**A.**

スタートアップとして事業を急成長させること、対外的信用を得ること、事業拡大に伴い出資による資金調達を検討する可能性があることを踏まえると「株式会社」にするのがベターです。

**2** 会社の基本事項の決定や定款作成って何をやるの?

**A.**

(株式会社の発起設立の場合)会社の基本事項としては、下表に記載されている事項等を決めます。次に定款の作成です。定款とは簡単に言うと会社のルールブック。定款の作成は、発起人(≒法人設立時の株主)全員で行います。

本学教職員が発起人となる場合、発起人としての兼業手続も必要です。

**3** 法人設立の登記手続は自分でできるの?

**A.**

できます。ただし、複数名での起業や、法人設立後間もなく外部からの出資を検討している場合などには、トラブル防止の観点から、**司法書士に登記申請の依頼をすることが望ましい**です。スタートアップ支援部門では、必要に応じて司法書士を紹介いたします。

**4** 複数名で起業する場合には注意することはある?

**A.**

複数名で起業する場合、考え方の違いなどが原因となって、創業メンバーが辞めていくことは少なくありません。創業者が複数名いる場合には、辞めた人の株式を残された人が買い取ることをあらかじめ合意しておく「**創業者株主間契約**」を締結しておくことが望ましいです。



### 会社設立の基本事項と着眼点

**商号** 既存会社と類似商号となっていないか?

※類似していると商号使用差止請求、損害賠償請求される可能性有。オンライン登記情報検索サービスから調査可能。(商号調査は無料)  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00076.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00076.html)

**事業目的** 今後の事業展開が反映されているか?

**所在地** —

**資本金の額** 設立後の出費を賄うことができるか?

**事業年度** 法人の繁忙期と重なっていないか?

**設立時取締役** 大学の兼業手続、利益相反上の問題はないか?

**株主構成 (保有割合)** 第三者割当増資による資金調達を検討している場合、創業者等の株式保有割合は問題ないか?



[本資料に関するお問い合わせ先]

北海道大学  
産学・地域協働推進機構 スタートアップ創出本部  
スタートアップ支援部門

TEL : 011-706-9531

Mail : [startup@mcip.hokudai.ac.jp](mailto:startup@mcip.hokudai.ac.jp)

※本資料は、本学教職員・学生の皆さまが研究成果の社会実装にあたり、大学発スタートアップを  
起業する上で、その準備や学内兼業手続のサポートを目的として作成されました。



起業専門相談窓口



ワンストップ相談窓口